

綿 ス フ 織物情報

2020年(令和2年) 10月号 Vol. 1855

発行所: 一般財団法人 日本綿スフ機業同交會
東京都港区西麻布 1-8-7 綿工連會館 2F
TEL(03)3403-9671 FAX(03)3403-9679
URL: <https://www.jcwa.jp>

主 な 内 容

綿スフ工連理事会開催／綿工連綿's倶楽部委員会開催／「中小企業成長促進法」施行／令和3年(2021年)度経済産業施策・予算概算要求／令和3年(2021年)年度税制改正に関する経済産業省要望概要／第135回繊維通商問題委員会開催／綿工連産地・企業の新聞記事一覧(2020年9月)／特許公開情報

★今月号から統計月報はホームページのみの掲載になります。タイムリーな統計データはホームページをご覧ください。 <https://www.jcwa.jp>

●綿スフ工連理事会開催

9月11日(金)、大阪綿業會館において日本綿スフ織物工業組合連合會(綿スフ工連)の理事会が開催された。

理事会で、新型コロナウイルスで厳しく先行きの見えない状況に置かれている産地組合への支援策として「コロナ対策産地振興助成金」を今年度に限って実施することについて事務局より説明、各理事の了承を得た。

その後、今年5月の総会・理事会が書面中心となった3団体(日本綿スフ織物工業組合連合會、日本綿スフ織物工業連合會、一般財団法人日本綿スフ機業同交會)の事業計画・予算について事務局より改めて説明した。

議事終了後、平松会長が出席者に対して産地の現況についての発言を求め、各理事から新型コロナウイルス感染拡大で、各産地がどのような影響を受けているか報告があった。

●綿工連綿's倶楽部委員会開催

9月5日(土)、大阪綿業會館において綿工連綿's倶楽部委員会が開催された。当日は新型コロナウイルスの影響もあり6産地からの出席となった。会議では、今年度の事業として計画している①全国交流会、②勉強会について話合った。

全国交流会は、当面工場見学も難しい状況であり、昨年度の和歌山市での開催同様、年に1度お互いに顔を合わせて情報交換で交流できる場とすることとした。場所は各産地から集まりやすい場所を視野にいれて予算等も考慮し検討の上決定する。

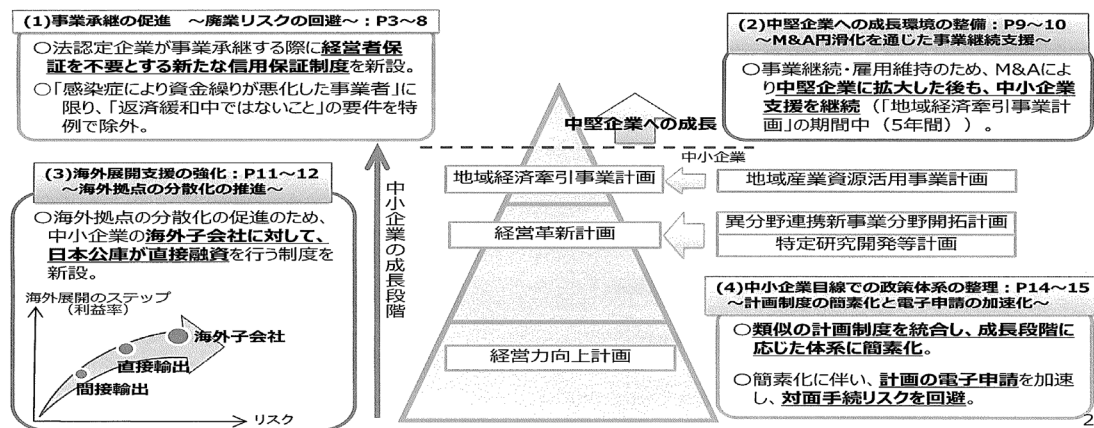
また、今年度事業として、「クラウドファンディング」について講師を招いての勉強会を開催することを決めた。次回11月の委員会と併催することとなった。

●「中小企業成長促進法」施行

第201回通常国会において成立した「中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律」(中小企業成長促進法)を施行するための関係政令が9月15日に閣議決定された。同法は一部を除き、令和2年10月1日に施行。この法律は、中小企業の廃業を防ぐとともに、中小企業が積極的に事業展開を行い、成長できる環境を整備するために、経営者保証の解除支援、みなし中小企業者特例、海外展開支援、計画制度の整理など必要な措置を講ずるもの。

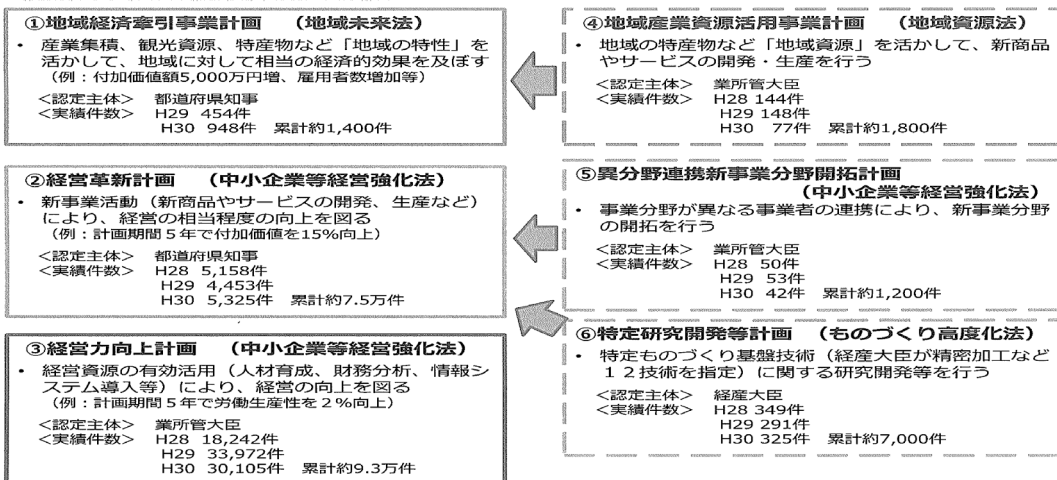
中小企業成長促進法：新型コロナ危機下での事業継続と雇用維持を後押し

- コロナ危機下においては、本法により、(1)事業承継円滑化による廃業リスクの回避、(2)規模拡大後の継続支援によるM&A円滑化を通じた事業継続支援 (3)海外拠点の分散化の推進、(4)計画制度の簡素化と電子申請の加速化 を実現し、中小企業の事業継続と雇用維持を後押し。
- 危機収束後は、いずれの措置も、中小企業の成長を促す支援策として活用。



2. 事業者目線での計画支援スキームの簡素化・再整理

(3) 計画支援スキームの簡素化





●令和3年(2021年)度経済産業施策・予算概算要求概要

経産省は9月30日、新型コロナウイルス感染拡大の影響で例年より1か月遅れの要求期限となっていた令和3年度当初予算の概算要求を提出した。中小企業対策としての要求額は1,420億円。

令和3年度 経済産業政策の重点

- 新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた国難の中で、事業と雇用を守るための緊急対策を実施。他方、新型コロナを契機とした“新たなトレンド”への対応を加速しなければ世界で埋没。
- ウィズコロナ/ポストコロナにおける「新たな日常」を先取りすることは、日本の経済産業がこれまで抱えてきた構造的問題を解決することにつながる。
- 成長戦略実行計画や骨太方針の方向性に沿って、在るべき経済社会像を描き、現実の企業行動の変革、産業構造・社会システムの転換を図っていくことを、経済産業政策の重点とする。

「コロナを契機とした“新たなトレンド”…①接触回避、②職住不近接、③ゲエコミ-（新しい働き方、無人化・AI化）、④グローバル化の修正 など

「新たな日常」→グローバルな構造変化(デジタル経済、持続可能性、国際秩序変容等)への対応の遅れを挽回し、日本の構造的課題(少子高齢化、低付加価値生産性、東京一極集中等)を解決するチャンス

「新たな日常」の先取りによる成長戦略 ～ウィズコロナ/ポストコロナ時代に求められる構造転換に向け、長期視点に立った日本企業の変革を後押し・加速～		
<p>➢ コスト削減ではなく、「新たな日常」に向けた事業ポートフォリオの見直しに向けて、柔軟な事業再構築・事業再編、投資の加速、労働移動の円滑化、スタートアップとの連携等を支援し、規制・制度を改革</p>		
<p>デジタル ～仕組みと事業のアップデート～</p> <p>(1) デジタル基盤・ルールの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ デジタルガバナンスの推進(行政手続でのワンストップ(貿易手続等)・官民データ連携を可能とするプラットフォームの構築) ➢ 社会システムの再設計と規制・制度改革(MaaS, ドローン, 保安等) ➢ デジタル化に対応した特許行政の基盤強化(非対面手続の徹底等) <p>(2) デジタルを活用した産業の転換</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 企業経営のデジタル・トランスフォーメーションの加速 ➢ キャッシュレスを始めとする非接触を通じた、便利な暮らしとサービス生産性の向上の実現 ➢ 量子、AI、ロボット、自動走行等の研究開発に集中投資 	<p>グリーン ～コロナを機に脱炭素化を深化～</p> <p>(1) 脱炭素化に向けたエネルギー転換</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 非効率石炭火力のフェードアウト / 再エネの更なる導入を通じた主力電源化 / スマートシティ等における分散型エネルギーやモビリティを含めた電化の推進 / 安全を大前提とした原発再稼働・革新技術開発 / グリーンファイナンスの促進 ➢ 水素社会、CCUS-カーボンサイクルの推進など、「ヒト・ゼロ」を目指す非連続な革新的エネルギー・環境技術の研究開発・実証や国際研究拠点の強化 <p>(2) 循環経済への転換</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ プラスチックの有効利用のための制度整備等 	<p>健康・医療 ～健康な暮らしの確保～</p> <p>(1) 国民の命を守る物資の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 感染予防など命に関わる生活物資等の安定生産拠点の確保 ➢ 高度医療機器の開発体制の強化 ➢ ニーズに即した先進的な介護福祉用具・バイオ医薬品の研究開発の加速 <p>(2) 予防・健康づくりの実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ データに基づく医学的エビデンスの活用を通じた公的保険外サービスの拡大 ➢ 健康経営の見える化等を通じた企業の健康投資促進 ➢ イベント等での新型コロナ感染拡大を防ぐ新技術実証・普及
分野横断的課題への対応		
<p>中小企業・地域</p> <p>(1) 中小企業の新陳代謝</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 生産性向上、規模拡大、マーアップ率上昇といった成長を志向する中小事業者に向けた支援 ➢ 事業承継・M&A・再生の更なる円滑化支援 ➢ 大企業とのパートナーシップ構築促進・フリーランスも含めた下請取引適正化策の強化 <p>(2) 地域経済の強化と一極集中是正</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ リモートワークの拡大・地方移住を促した、地域企業の強化・人材の移転支援 ➢ 観光、農業など成長が期待される地域資源を活用した地域経済の持続的発展 	<p>レジリエンス ～安心して生活できる環境の構築～</p> <p>(1) サプライチェーン強靱化 (重点分野での網の目のような強靱性・復元力を持ったサプライネットの構築)</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 我が国の戦略物資の生産拠点の確保 / 5Gの基盤となる半導体等の重要産業分野に対する重点支援 ➢ 製造業のデジタル化による環境変化に対応する企業変革力(グバシカケバシ)の強化 ➢ 中小企業を含むサプライチェーン全体でのサイバーセキュリティ・事業継続力の強化 <p>(2) 経済・安全保障を一体として捉えた政策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 国際的な機微技術管理強化の動き等を踏まえ、半導体等の要となる技術に係る内外一体の包括的な戦略の推進(機微技術の特定・把握・保護、国際的な提携と技術開発の促進等) ➢ エネルギー・資源の海外権益確保 / 国産海洋資源開発の推進(メタンハイドレート等) / 燃料・ガス供給体制の強化 ➢ 強靱かつ持続可能な電力システムの構築に必要な投資を確保するための制度整備 	<p>人材・イノベーション</p> <p>(1) 変革を実現する人材の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 1人1台PC下でのEdTech展開 / STEAM教育推進 ➢ リカレント教育の推進とその能力を事業で活用できる環境整備 <p>(2) イノベーション・エコシステムの創出</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 新しい産業を生み出す担い手の創出促進・成長段階にあわせた育成支援 ➢ 不確実性の中でのリスクマネー供給・研究開発強化 ➢ 機動的・戦略的な国際標準化の推進
国内政策と一体となった対外経済政策		
<p>(1) 国際協定の維持</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ ポストコロナにおける新たな通商ルール(データ移転、緊急時対応等) 	<p>(2) 有志国との連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ インド太平洋地域における経済協力(インフラ等) 	<p>(3) 海外展開支援強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 新興国等での現地企業との共創(ADX) / 越境ECやデジタル商談会等の加速化
<p>最重要課題：廃炉・汚染水対策 / 福島復興を着実に進める</p>		

令和3年度 経済産業省関係 概算要求のポイント

(億円)	令和3年度 概算要求額	令和2年度 当初予算額	対前年 増減率
一般会計（エネ特繰入れ除く）	4,399	3,589	22.6%
うち、中小企業対策費	1,420	1,111	27.8%
うち、科学技術振興費	1,494	1,133	31.9%
うち、その他	1,485	1,345	10.4%
エネルギー対策特別会計	8,365	7,481	11.8%
うち、エネルギー需給勘定	6,599	5,754	14.7%
うち、電源開発促進勘定	1,692	1,675	1.0%
うち、原子力損害賠償支援勘定	75	52	44.2%
特許特別会計	1,571	1,649	▲4.7%
経済産業省関連合計	14,335	12,719	12.7%

※四捨五入の関係上、合計が一致しない場合がある。

I. 「新たな日常」の先取りによる成長戦略

～ウイズコロナ/ポストコロナ時代に求められる構造転換に向け、長期視点に立った日本企業の変革を後押し・加速～

デジタル ～仕組みと事業のアップデート～	グリーン ～コロナを機に脱炭素化を深化～	健康・医療 ～健康な暮らしの確保～
(1) デジタル基盤・ルールの整備 (2) デジタルを活用した産業の転換	(1) 脱炭素化に向けたエネルギー転換 (2) 循環経済への転換	(1) 国民の命を守る物資の確保 (2) 予防・健康づくりの実現

II. 分野横断的課題への対応

中小企業・地域	レジリエンス ～安心して生活できる環境の構築～	人材・イノベーション
(1) 中小企業の新陳代謝 (2) 地域経済の強化と一極集中是正	(1) サプライチェーン強靱化・サプライ ネットの構築 (2) 経済・安全保障を一体として 捉えた政策の推進	(1) 変革を実現する人材の育成 (2) イノベーション・エコシステムの創出

III. 国内政策と一体となった対外経済政策

(1) 国際協調の維持	(2) 有志国との連携強化	(3) 海外展開支援強化
-------------	---------------	--------------

IV. 最重要課題：廃炉・汚染水対策／福島復興を着実に進める

(1) 廃炉・汚染水対策	(2) 福島復興
--------------	----------



令和3年度 地域・中小企業・小規模事業者関係の概算要求等のポイント

基本的な課題認識と対応の方向性

- 新型コロナウイルス感染症の影響により大きな打撃を受けた中小企業・小規模事業者の事業継続を強力に支援するため、令和2年度第一次及び第二次補正予算において、持続化給付金・家賃支援給付金・持続化補助金の支給や実質無利子融資・資本金資金供給等の資金繰り対策といった危機対応を実施。
- 令和3年度当初予算では、①「事業承継・再生等の新陳代謝の促進」、②「研究開発・海外展開等を通じた生産性向上による成長促進」、③「中小企業等のデジタル化の推進」に取り組み、コロナ危機の克服及び危機を契機とした構造転換による低成長からの脱却を図る。
- 加えて、④「経営の下支え、事業環境の整備」、⑤「災害からの復旧・復興、強靱化」にも粘り強く取り組む。

中小企業対策費	平成31年度	令和2年度	令和3年度(要求)
	1,117億円	1,111億円	1,420億円

※網かけ欄の支援措置は、対応する主な措置を例示したもので、

①事業承継・経営資源集約化・再生等の新陳代謝の促進

- 経営者の高齢化が進む中、事業承継は喫緊の課題。親族内・第三者承継を総合的に支援する体制を整備し、プッシュ型の支援に転換。
- また、事業承継等を契機とした経営革新に挑戦する中小企業を後押しするため、事業承継補助金を措置し、承継を機軸とした成長促進を強力に支援。
- ウイズコロナ/ポストコロナ社会に向けた新たな成長を促すため、経営資源の集約化を後押しするための税制を創設し、包括的かつ集中的な取組を実施。
- コロナ危機により中小企業再生支援協議会に対する相談が急増、再生計画策定の要望に十分にに応じられるよう体制を拡充する。

- ① 事業承継総合支援事業【142.8億円(75.1億円)の内数】
・事業引継ぎ支援センターに事業承継ネットワークを統合、事業承継ニーズの動員促進を実施し、事業承継計画の策定支援・専門家派遣等の事業承継に関する総合的な支援を実施。
- ② 事業承継・世代交代集中支援事業【27.0億円(新規)】
・事業承継・事業再編を契機とした設備投資や第三者承継時の専門家活用費用等を補助する事業承継補助金を措置するとともに、後継者選定後の教育に関する実証事業(事業承継トリアル実証事業)を実施。
- ③ 中小企業の経営資源集約化促進【新設】
・ウィズコロナ/ポストコロナ社会に向けて、地域経済・雇用を担う中小企業の経営資源の集約化(統合等)を支援するため、必要の措置を要望。
- ④ 中小企業再生支援事業【142.8億円(75.1億円)の内数】
・中小企業再生支援協議会によるコロナ危機の影響を受けた中小企業の再生計画の策定支援等。

②研究開発・海外展開等を通じた生産性向上による成長促進

- 事業化計画の磨き上げを含め研究開発を支援し、技術力で秀でた中小企業のビジネス展開を促進。
- 海外展開支援は中小企業が生産性向上にとって重要。特にコロナ後の海外展開で重要となる越境EC等を活用し、時代に即応した海外進出を強力に支援。

- ① 戦略的基盤技術高度化・連携支援事業(サポイン事業)【147.0億円(131.2億円)】
・ものづくり基盤技術に関する研究開発支援(3年間最大9,750万円)。高い技術的優位性がある一方、事業化に向けた計画に見直し余地がある案件について、事業化計画の磨き上げ支援を行い、十分な見直しを図りながら新たな取組を実施。
- ② JAPANブランド育成支援等事業【10.6億円(10.0億円)】
・中小企業による越境ECやクラウドファンディングを活用した海外展開や、コロナ危機を契機とした新事業展開を図る取組を支援。
- ③ 中小企業生産性革命推進事業(中小機構運営費交付金)【3,600億円<R1補正>】
・設備投資、販路開拓、ITの導入を補助するなど、中小企業が生産性向上に資する継続的な支援を実施。

③中小企業等のデジタル化の推進

- データを活用した中小企業の研究開発を促進し、デジタル技術活用を推進。
- デジタルを活用した地域企業・産業の競争力強化と、若者を中心とした人材の地方移動支援等を実施。
- 政府の中小企業向け支援サイトであるミラサポplusの拡充等も実施。

- ④ ものづくり・商業・サービス高度連携促進事業(ものづくり補助金)【21.5億円(10.1億円)】
・複数の中小企業がデータを共有し生産性の向上を図る取組や、中小企業が共通システムを導入しデータを共有・活用することでサプライチェーン全体を効率化する取組等を支援。
- ⑤ 地域未来デジタル・人材投資促進事業【30.0億円(新規)】
・地域未来牽引企業等を中心とした地域経済を牽引する企業のデジタル化を支援し、地域における高生産性・高付加価値企業の強化・創出を行うとともに、若者人材の地域企業への移動を支援。

④経営の下支え、事業環境の整備

- 中小企業の取引条件の改善を図り「しわ寄せ」を防止することで、大企業と中小企業が共に成長できる環境整備に取り組む。
- ① 中小企業取引対策事業【10.0億円(9.8億円)】
・中小企業等の取引上の問題解決に向けた専門家や弁護士による相談を行う下請かけこみ寄事業等を実施。
- 中小企業の相談対応(よろず支援拠点)や経営指導(経営発達支援計画)、資金繰り支援(政策金融・信用保証制度・マル経融資等)、小規模事業者支援(自治体連携型補助金等)、消費税軽減策等に引き続き取り組む。

⑤災害からの復旧・復興、事前の備え

- 東日本大震災、令和2年7月豪雨からの復旧・復興について引き続き支援策を措置。
- ① なりわい再建支援事業【275.7億円】(令和2年度予備費で措置済み)
- 近年多発する自然災害等に対する中小企業の事前対策の取組を強力に支援し、中小企業の強靱化を図る。
- ② 中小企業強靱化対策事業【中小機構運営費交付金194.1億円(175.5億円)の内数】
・中小企業の自然災害等への事前対策を促進するため、「強靱化支援人材」を機軸の地域本部に配置し、相談体制を整備。

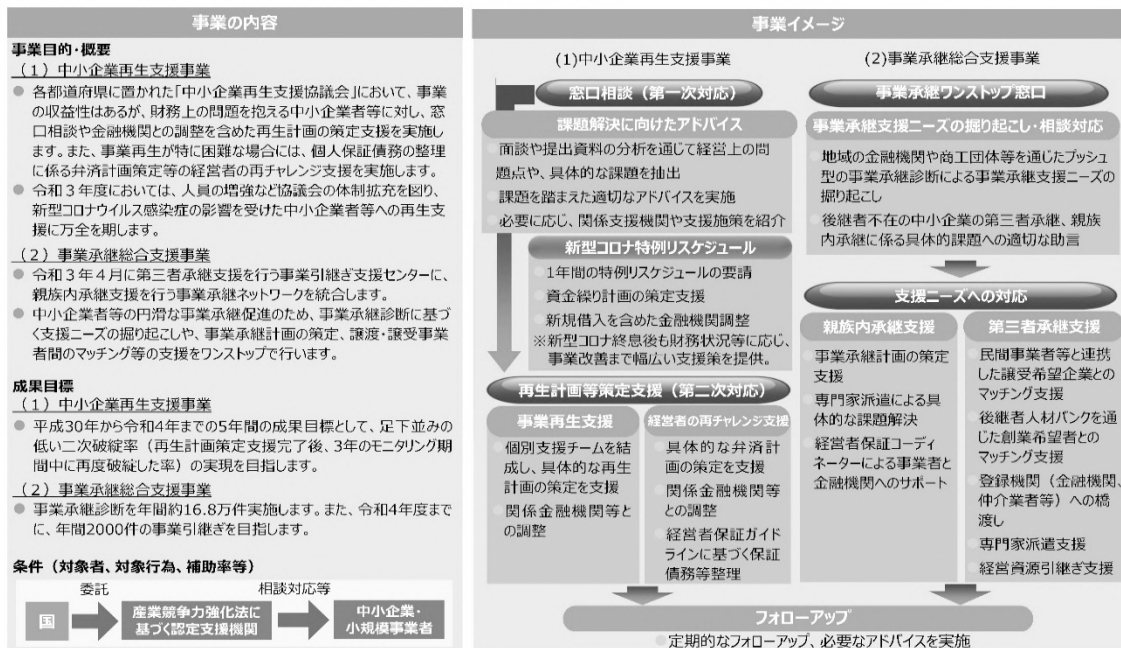
※上記に加えて、「新しい日常」に対応するための事業再構築・事業再編支援等を事項要求。

●令和3年度概算要求のPR資料(一般会計中小企業庁抜粋)

中小企業再生支援・事業承継総合支援事業

令和3年度概算要求額 142.8億円 (75.1億円)

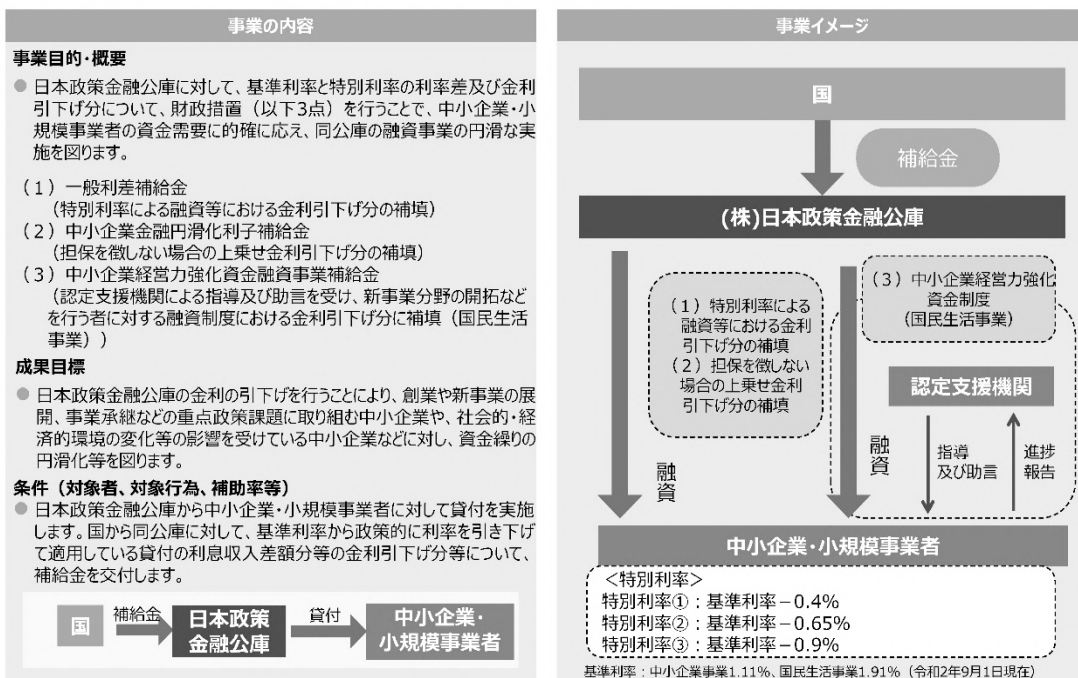
(1) 中小企業庁 金融課
03-3501-2876
(2) 中小企業庁 財務課
03-3501-5803



日本政策金融公庫補給金

令和3年度概算要求額 159.1億円 (162.8億円)

中小企業庁 金融課
03-3501-2876





中小企業信用補完制度関連補助・出資事業

令和3年度概算要求額 **78.9億円 (72.9億円)**

中小企業庁 金融課
03-3501-2876

事業の内容

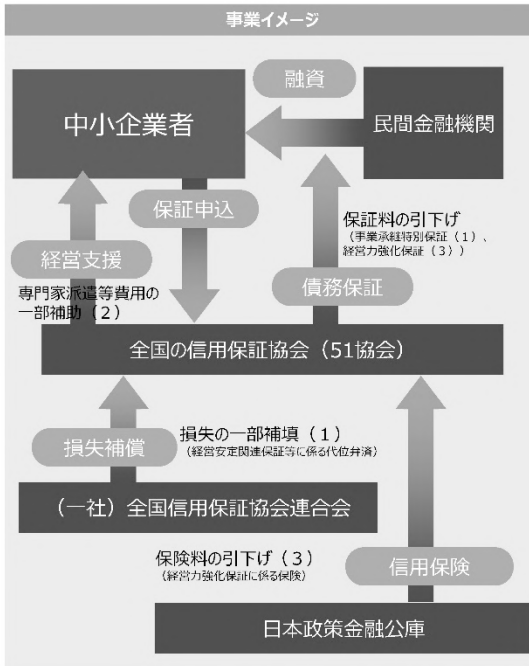
事業目的・概要

- (1) 経営安定関連保証等対策費補助事業
信用保証協会が、金融機関による中小企業者向け融資に対して保証を行い、その後債務不履行が生じた場合に発生する信用保証協会の損失の一部を補填します。これにより、新型コロナウイルス感染症や自然災害等の突発的事象によって経営に支障が生じている中小企業者等に対し、信用保証を通じた資金繰りの円滑化を図ります。加えて、事業承継を円滑化するために創設された事業承継時に一定の要件の下で経営者保証を不要とする事業承継特別保証等の着実な実施のために必要な予算措置を講じます。
- (2) 信用保証協会による経営支援対策費補助事業
新型コロナウイルス感染症の影響により経営状況の悪化した中小企業者等に対し、信用保証協会が地域金融機関と連携して経営支援を実施し、経営支援と一体となった資金繰り支援を行います。
- (3) 中小企業・小規模事業者経営力強化保証事業
認定支援機関による事業計画や期中フォローアップ等の経営支援を前提に、信用保証協会の保証料を減免することで、中小企業者等の経営力の強化のための取組を支援します。

成果目標

- 中小企業等の資金繰りの円滑化等を図ります。
- 信用保証協会による経営支援対策費補助事業により、専門家の面談を通じ、条件変更や経営環境の悪化した事業者に経営支援を行います。

条件(対象者、対象行為、補助率等)



事業承継・世代交代集中支援事業

令和3年度概算要求額 **27.0億円 (新規)**

中小企業庁 財務課
03-3501-5803

事業の内容

事業目的・概要

- 中小企業の貴重な経営資源や、雇用・技術を次世代へ引き継ぎ、地域のサブライチエーンを維持するため、中小企業の経営資源引継ぎや事業再編を後押しします。また、承継後の後継者が行う新たな取組を支援します。
- 具体的には、事業承継後の設備投資・販路開拓などに係る費用や、第三者承継時に係る士業専門家の活用費用を補助します。また、事業承継やM&Aに関するイベントの開催を支援します。
- さらに、実証事業により、後継者不在の中小企業の後継者教育の「型」を明らかにし標準化を進めます。

成果目標

- 事業承継補助金により、経営資源の引継ぎ・事業再編や、承継後の経営革新などを年間約600者後押しします。
- 事業承継トライアル実証事業により、年間約45者の後継者教育の実証事業を行うことにより、円滑な第三者承継の実現に繋がります。

条件(対象者、対象行為、補助率など)

事業イメージ

(1) 事業承継補助金

- 経営者交代型・M&A型では、事業承継・事業再編を契機に、経営革新などに挑戦する中小企業に、設備投資・販路拡大の支援を行います。また、新規事業への参入などを行う場合は重点的に支援します。
- 専門家活用型では、譲渡側・譲受側双方の士業専門家の活用に係る費用(仲介手数料、デューデリジェンス費用(買収に伴うリスク調査)、企業概要書作成費用など)を補助します。
- 経営資源を譲渡した事業者の廃業費用も補助します。
- また、中小企業が団体などを通じ、事業承継やM&Aについて情報交換などを行うイベントの開催を支援します。

○イメージ

枠組	補助率	補助 上限額	上乗せ額 ※乗せを伴う場合
経営者交代型 (経営者交代後の経営革新などを支援)	原則中 ベンチャー型事業承継・生産性向上※	1/2 225万円	+225万円
M&A型 (M&A後の経営革新などを支援)	原則中 ベンチャー型事業承継・生産性向上※	2/3 300万円	+300万円
専門家活用型 (M&A時の専門家活用費用を補助)	・売の手支援枠 ・買い手支援枠	1/2 450万円	+450万円
		2/3 600万円	+600万円
		2/3 200万円	+450万円

※ベンチャー型事業承継種：新商品の開発・新サービスの提供を行う者を支援します。
生産性向上型：経営革新計画又は「先端設備等導入計画」を提出した者を支援します。

(2) 事業承継トライアル実証事業

- 実証事業により、後継者不在の中小企業が、後継者選定後に行う教育の有効な型を明らかにし標準化を進めます。

中小企業庁 取引課
03-3501-1669

中小企業取引対策事業

令和3年度概算要求額 **10.0億円 (9.8億円)**

事業の内容	事業イメージ			
<p>事業目的・概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 適正取引の実現や付加価値向上につながるサプライチェーン全体にわたる取引環境の改善は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う下請事業者へのしわ寄せ防止や、最低賃金引上げのできる環境整備等のためにも引き続き重要です。 本事業では、未来志向型の取引慣行に向けての5つの重点課題（価格決定方法の適正化、コスト負担の適正化、支払条件の改善、知財・ノウハウの保護、働き方改革に伴うしわ寄せ防止）への対処のため、下請代金支払遅延等防止法の厳正な運用、相談窓口の体制整備や取引条件改善状況調査等の実施や、価格交渉サポート等事業を実施します。 また、国、独立行政法人、地方公共団体等の入札情報をワンストップで閲覧可能な「官公需ポータルサイト」の運営等を通じて、官公需についての中小企業者の受注の機会を増大を図ります。 <p>成果目標</p> <ul style="list-style-type: none"> 下請企業ヒアリング、調査等において「具体的な改善があった」と回答した事業者の割合について、30%以上を目指します。 <p>条件（対象者、対象行為、補助率等）</p>	<p>中小企業取引適正化対策事業【委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> 取引上の悩みについて無料で相談員・弁護士が相談に応じる「下請かけこみ寺」の運営。 親事業者・下請事業者に対する下請法・下請ガイドライン等の講習会の実施（下請取引改善事業）。 下請法に基づく書面調査の実施とデータベースの運用（下請取引状況調査）。 親事業者や新規取引先との契約・価格交渉に必要なノウハウに関する講習会の実施（価格交渉サポート等事業）。 取引条件の改善状況、業界の高慣行、サプライチェーンの構造に関する調査の実施（取引条件改善状況調査）。 国、独法、地方公共団体等の入札情報をワンストップで閲覧可能な「官公需ポータルサイト」の運営。 <p>等を通じて、中小企業・小規模事業者の取引に関する課題に対処します。</p> <p style="text-align: center;">取引適正化・付加価値向上、 サプライチェーン全体にわたる取引環境の改善</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 33%;"> <p>（調査）</p> <ul style="list-style-type: none"> 下請取引状況調査 取引条件改善状況調査 等 </td> <td style="width: 33%;"> <p>（相談対応）</p> <ul style="list-style-type: none"> 下請かけこみ寺事業（全国48箇所に相談窓口設置、ADR業務の実施） </td> <td style="width: 33%;"> <p>（講習会）</p> <ul style="list-style-type: none"> 下請取引改善事業（下請法等の講習会） 価格交渉サポート等事業 </td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">中小企業の発展</p> <ul style="list-style-type: none"> 「官公需ポータルサイト」の運営等を通じた、官公需についての中小企業者の受注の機会を増大 	<p>（調査）</p> <ul style="list-style-type: none"> 下請取引状況調査 取引条件改善状況調査 等 	<p>（相談対応）</p> <ul style="list-style-type: none"> 下請かけこみ寺事業（全国48箇所に相談窓口設置、ADR業務の実施） 	<p>（講習会）</p> <ul style="list-style-type: none"> 下請取引改善事業（下請法等の講習会） 価格交渉サポート等事業
<p>（調査）</p> <ul style="list-style-type: none"> 下請取引状況調査 取引条件改善状況調査 等 	<p>（相談対応）</p> <ul style="list-style-type: none"> 下請かけこみ寺事業（全国48箇所に相談窓口設置、ADR業務の実施） 	<p>（講習会）</p> <ul style="list-style-type: none"> 下請取引改善事業（下請法等の講習会） 価格交渉サポート等事業 		

中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業

令和3年度概算要求額 **50.6億円 (42.4億円)**

中小企業庁 経営支援課
03-3501-1763

事業の内容	事業イメージ
<p>事業目的・概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルスによる影響も含めた中小企業・小規模事業者等が抱える様々な経営課題に対応するワンストップ相談窓口として、各都道府県に「よろず支援拠点」を設置します。 令和3年度においては、年々増加する相談件数に対応可能な体制を整備するとともに、これまでの支援ノウハウを活かし、緊急時の拠点間連携の体制強化を図ります。 地域の支援機関では解決困難な課題に対して、それぞれの課題に対応した専門家を派遣し、その解決を支援します。 <p>成果目標</p> <ul style="list-style-type: none"> 2014年度から2021年度までの8年間の事業です。 (1) よろず支援拠点から提案された解決策を実行した事業者のうち、成果があった事業者の割合が65%以上になることを目指します。 (2) 専門家を派遣した件数に対して、経営課題の解決の対策が立てられた件数の割合が90%以上になることを目指します。 <p>条件（対象者、対象行為、補助率等）</p>	<p>(1) よろず支援拠点事業</p> <ul style="list-style-type: none"> よろず支援拠点では、経営コンサルティング、ITやデザイン、知的財産等の様々な分野の専門家(10名～20名)を配置し、中小企業・小規模事業者等が抱える様々な経営課題の相談に無料で対応します。 経営課題が明確でない中小企業・小規模事業者等に対しても、経営課題の分析、的確な支援機関の紹介、複合的な課題へのチーム支援等を行います。 ITを活用した生産性向上に向けた取組、事業承継、人手不足問題等、特に対応が必要な分野の体制強化を図るとともに、自然災害や感染症等の影響を受けた中小企業・小規模事業者等からの相談にも対応します。 <p>(2) 専門家派遣事業</p> <ul style="list-style-type: none"> よろず支援拠点及び地域プラットフォーム(地域PF)が、中小企業・小規模事業者等の経営課題に応じた専門家の派遣申請を行い、派遣された専門家が支援を実施します。 ※地域PF：商工会・商工会議所や金融機関など地域の支援機関が中小企業支援を目的に連携。平成25年度から設置。



地方公共団体による小規模事業者支援推進事業

令和3年度概算要求額 **12.4億円 (12.0億円)**

中小企業庁 小規模企業振興課
03-3501-2036

事業の内容	事業イメージ
<p>事業目的・概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 小規模事業者は、地域における需要に応え、雇用を担うなど、極めて重要な存在です。 ● 一方、小規模事業者は、人口減少やグローバル化など、地域経済の構造変化の影響を大きく受けていることから、既存の顧客・商圏を超えた販路開拓や生産性向上に取り組むとともに、ウィズコロナ/ポストコロナ時代に求められる構造転換に向け、長期視点に立った対応が求められています。こうした取組を支援することにより「地方の再生」を実現することが必要です。 ● そのため、小規模事業者の販路開拓や生産性向上の取組等を地方公共団体が支援する際、国がその実行に係る地方公共団体の経費の一部を支援します。 <p>成果目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地方公共団体による小規模事業者支援推進事業等により支援した事業者の売上・利益増加を目指します。また、地域の黒字事業者割合の増加を目指します。 <p>条件 (対象者、対象行為、補助率等)</p>	<p>地方公共団体による小規模事業者支援の推進</p> <p>ビジネスプランに基づいた経営を推進していくため、地方公共団体が、小規模事業者の経営計画作成や販路開拓等を支援する場合に、国がその支援施策の実行に係る経費の一部を補助します。</p> <p>地方公共団体による小規模事業者支援のイメージ</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 小規模事業者が専門家から助言を受けながら経営計画を作成し、経営計画に基づいた販路開拓の取組を行う支援施策を実施 ● 経営・マーケティングの専門家を小規模事業者に派遣し、経営計画の実効性・生産性等の向上支援施策を実施 ● 地域の小規模事業者のマーケティング能力を高めるため、展示会等への出展に至るまでのプロセスを一気通貫で学べる研修を実施 ● 小規模事業者が、新型コロナウイルスなどの感染症リスクや地震・台風など自然災害リスク等も含め、外的変化に強い経営構造・ビジネスモデルを描けるように、BCPの作成支援等を実施

小規模事業者経営改善資金融資事業(マル経融資等)

令和3年度概算要求額 **40.0億円 (42.5億円)**

中小企業庁 小規模企業振興課
03-3501-2036

事業の内容	事業イメージ
<p>事業目的・概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 中小企業のうち特に小規模事業者は、経営内容が不安定であること、担保・信用力が乏しいこと等の理由から事業の生命線ともいべき資金確保の面で極めて困難な立場に置かれています。 ● こうした状況を踏まえ、商工会・商工会議所・都道府県商工会連合会の経営指導員が経営指導を行うことによって日本政策金融公庫が2,000万円を上限に無担保・無保証人・低利で融資を行います。 ● また、事業の持続的発展に取り組む小規模事業者を支援するため、経営発達支援計画の認定を受けた商工会・商工会議所による経営指導を受ける小規模事業者に対し、日本政策金融公庫が7,200万円を上限に低利で融資を行います。 ● 本予算は、制度の円滑な推進を図るため、国から日本政策金融公庫に対し補給金を交付するものです。 <p>成果目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本融資を通じて小規模事業者の経営改善の促進を目指します。 <p>条件 (対象者、対象行為、補助率等)</p>	<p>事業イメージ</p> <p>融資制度のスキーム</p> <p>※マル経融資については、商工会又は商工会議所において審査を開き審査を行います。</p> <p>貸付条件</p> <p><小規模事業者経営改善資金(マル経)></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 貸付限度額：2,000万円 ● 貸付金利：1.21% ● 貸付期間：設備資金10年以内、運転資金7年以内 ● 担保等：無担保・無保証人 ● 経営指導：原則6か月以上、商工会等の経営指導を受けること <p><小規模事業者経営発達支援資金></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 貸付限度額：7,200万円(ただし、運転資金は4,800万円) ● 貸付金利：1.76%~2.15%(無担保) 0.81%~1.80%(有担保) ● 貸付期間：設備資金20年以内、運転資金8年以内 (貸付金利は令和2年9月1日現在)

JAPANブランド育成支援等事業 令和3年度概算要求額 10.6億円 (10.0億円)

中小企業庁 創業・新事業促進課
03-3501-1767

事業の内容

事業目的・概要

- 人口減少による国内市場の縮小や、新型コロナウイルスによる事業へのダメージが継続する中、中小企業者にとって、新事業展開や販路開拓により新たな需要を獲得することが極めて重要となっています。
- 特に、市場や社会のあり方は大きく変化しており、例えば、コロナ危機での生活のあり方の変化による社会ニーズの変化や、電子商取引（EC）やオンライン商談の浸透をはじめとしたビジネス手法の変化などが急速に発生しています。
- こうした市場や社会の変化はさらに加速していくと想定される中、本事業では新たな市場の獲得に向けて新商品・サービスの開発、販路拡大、ブランディング等に取り組む中小企業者や、そうした中小企業者の取組を後押しする民間支援事業者や商工会・商工会議所等に対して、それらの取組に係る費用について一部補助を行います。
- 特に、ECやクラウドファンディングなどを活用した非対面・遠隔のビジネス様式に対応した取組や、社会ニーズの変化に対応した新事業への転換を重点的に支援します。

成果目標

- 事業期間中に海外との継続的な取引を実現したプロジェクトの割合を50%以上とする。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

補助（定額） 補助（2/3、1/2）

国 → 民間団体等 → 中小企業者、民間支援事業者等

事業イメージ

JAPANブランド育成支援等事業

- 海外展開等を図る中小企業者を支援する①事業型と、こうした中小企業者を支援する民間支援事業者等を支援する②支援型により、中小企業者の新市場獲得を支援します。また、本補助事業の採択事業者向けに、ケーススタディを用いたマーケティング戦略の学習プログラムを提供することにより、補助事業の実現可能性を向上させます。

①事業型：
中小企業者自らが、海外展開や全国展開、新たな観光需要の獲得のための新商品・サービスの開発による販路開拓やブランディング等の取組を行う場合、その経費の一部を補助します。
令和3年度においては、ECやクラウドファンディングを活用した海外展開の取組や、コロナ危機による社会変化を捉えた事業・業種転換の取組を重点的に支援します。
(補助上限：①500万円※1、補助率※2：2/3、1/2以内)
(※1) 複数者による共同申請の場合は上限2,000万円
(※2) 国内販路開拓、計画期間3年目の場合、1/2以内
その他の場合は2/3以内

②支援型：
民間支援事業者や、商工会・商工会議所等が、複数の中小企業者に対して、海外展開や全国展開、新たな観光需要の獲得に関する支援（調査研究や新商品・サービス開発の支援、効率的なツールの提供、セミナー・研修等）を行う場合、その経費の一部を補助します。
令和3年度においては、ECやクラウドファンディングを活用した海外展開の取組や、コロナ危機による社会変化を捉えた事業・業種転換の取組を重点的に支援します。
(補助上限額：2,000万円 補助率：2/3以内)

ものづくり・商業・サービス高度連携促進事業費 令和3年度概算要求額 21.5億円 (10.1億円)

中小企業庁 技術・経営革新課
03-3501-1816
地域経済産業グループ
地域企業高度化推進課
03-3501-0645

事業の内容

事業目的・概要

- 中小企業等が行う、革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援する、いわゆる「ものづくり補助金」によって、複数の事業者が連携する、波及効果の大きい取組を重点的に支援します。
- 「コネクテッド・インダストリーズ」の取組※を日本経済の足腰を支える中小企業等にも広く普及させるべく、事業者間でデータを共有・活用することで生産性を高める高度なプロジェクトを支援します。
※ 人、モノ、技術、組織等がデータを介してつながることにより新たな価値創出を図る取組。
- 加えて、幹事企業等が主導し、新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるために前向きな投資を行う中小企業等を束ねて面的に生産性向上を推進する取組を支援します。
- 積極的な賃上げや被用者保険の任意適用に取り組む事業者は優先的に支援します。

成果目標

- 事業終了後3年で以下の達成を目指します。
・補助事業者全体の付加価値額が年率平均3%以上向上
・補助事業者全体の給与支給総額が年率平均1.5%以上向上
・補助事業終了後1年で、支援先企業の80%以上が事業計画を実行できるプログラム内容を提供すること（(3)のみ）

条件（対象者、対象行為、補助率等）

定額補助

国 → 民間団体等 → (1)中小企業等
(2)幹事企業等
(3)幹事企業等

事業イメージ

(1) 企業間連携型
(補助上限額：2,000万円/者、補助率 中小 1/2以内 小規模 2/3以内)

複数の中小企業等がデータを共有し、連携体全体として新たな付加価値の創造や生産性の向上を図るプロジェクトを最大2年間支援します。(連携体は5者まで。)

(2) サプライチェーン効率化型
(補助上限額：1,000万円/者、補助率 中小1/2以内 小規模 2/3以内)

中小企業のデジタル化を加速すべく、幹事企業等（大企業を含む）が主導し、中小企業等が共通システムを面的に導入し、データ共有・活用することでサプライチェーンを効率化する取組等を支援します。(連携体は10者まで。)

※幹事企業が大企業の場合、当該大企業は補助金支給の対象外。
※企業間連携型は、参画企業全ての事業計画の策定が必要である一方、サプライチェーン効率化型は、幹事企業が代表して事業計画を策定することが可能。

(3) 小規模事業者ビジネスモデル構築型
(補助上限額：1億円、補助率 2/3以内 連携先 補助上限額750万円/者)

小規模事業者の強みである、柔軟な製品・サービスの提供、アフターサービスの充実などの特徴を活かすべく、幹事企業等（大企業を含む）が主導し、小規模事業者等10者以上の連携により、革新的ビジネスモデルの構築を行うことで、地域経済の活性化やイノベーションを生み出す取組等を支援します。

※幹事企業が大企業の場合も、補助金支給の対象。連携先への大企業の参画は不可。
※連携先は、小規模事業者が半数を占めることが必要。



●令和3年(2021)年度税制改正に関する経済産業省要望概要

令和3年度税制改正に関する経済産業省要望のポイント

1. 「新たな日常」に向けた不可逆なビジネスモデル変革を実現する投資促進

(1) 研究開発投資の底上げとクラウドサービスを活用した研究開発の促進

- ・ 欧米や中国が研究開発投資を大きく伸ばす中、ウイズコロナ/ポストコロナの「新たな日常」を形成していく上で、企業の競争力の源泉たる研究開発投資は極めて重要。他方、現下のコロナ禍で企業は研究開発投資を躊躇する状況にあることから、①研究開発税制の控除上限を、法人税額の最大50%まで活用できるよう引き上げ、研究開発投資を底上げする。また、今後、クラウドを活用してサービスを拡張・提供するビジネスモデルが主流となる中、我が国の研究開発が後れを取らないためにも、②クラウドサービスを活用したソフトウェア開発を税制対象に拡充するとともに、必要な措置の延長等を行う。

(2) ウイズコロナ/ポストコロナ時代のビジネスモデル変革の促進

- ・ 社会のデジタル化対応の遅れなど、コロナ禍により顕在化した課題を踏まえ、企業においては、大胆なビジネスモデルの変革(事業再構築・再編等)が不可欠。こうした経営改革を前提に、①コロナ禍による厳しい経営状況からのV字回復の実現と、②ビジネスモデルの変革に資するDX投資の促進に対し、租税特別措置を実施(投資への特別償却・税額控除、繰越欠損金の控除上限の引上げ等)。

(3) 企業の機動的な事業再構築を促すための株式を対価とするM&Aの円滑化

- ・ 機動的な事業再構築を促すため、株式を対価としたM&Aにおける被買収会社株主の株式譲渡益への課税繰延措置を講ずる。この際、事前認定を不要とするなど実効的、かつ恒久的な制度とする。

(4) 車体課税(エコカー減税、環境性能割)の見直し・延長

- ・ エコカー減税、環境性能割の見直しを行い、優れた次世代自動車の普及を促進。その際、コロナ禍で悪影響を受けている自動車産業の厳しい現状に鑑み、自動車取得時の税負担の軽減等を図る。また、自動車を取り巻く環境変化に際し、将来のモビリティ社会像を見据えつつ、自動車関係諸税のあり方について、簡素化等の視点も踏まえ、検討を行う。

(5) 大企業向け賃上げ税制(3%以上)の見直し・延長

- ・ 大企業向け賃上げ税制について、設備投資要件ではなく、多様な人材投資(外部人材の獲得や、社内人材の育成・学び直し等)に着目した制度見直しを行った上で、延長する。

2. 新型コロナ禍から立ち上がる中小企業の成長支援・地域経済の活性化

(1) 中小企業の経営資源の集約化等の促進

- ・ ウイズコロナ/ポストコロナ社会に向けて、地域経済・雇用を担おうとする中小企業の経営資源の集約化等(統合・事業再構築等)を支援するため、必要な措置を創設する。

(2) 中小企業の積極的な設備投資、経営基盤強化、研究開発、所得拡大を支援

- ・ 新型コロナ禍でも、中小企業の生産性向上やDXに資する設備投資を後押しすべく、中小企業経営強化税制(即時償却又は税額控除10%)を延長する。併せて、中小企業投資促進税制、及び商業・サービス業・農林水産業活性化税制(いずれも特別償却30%又は税額控除7%)を延長する。
- ・ 中小企業軽減税率(法人税を所得800万円まで、19%から15%に軽減)を延長するとともに、中小企業の研究開発を支援すべく、中小企業技術基盤強化税制を拡充する。
- ・ 経済の回復・好循環のカギとなる雇用者の所得拡大を後押しすべく、中小企業向け所得拡大促進税制について、制度を見直した上で延長する。

(3) 地域経済を牽引する企業の成長を促進するための設備投資促進税制の強化(地域未来投資促進税制の延長・拡充)

- ・ 地域経済を牽引する企業の成長を促進するとともに、サプライチェーン強靱化の観点も踏まえ、設備投資に対する措置を延長・拡充し、地域の成長発展の基盤を強化する。

(4) 災害に事前に備えるための設備投資支援の強化(中小企業防災・減災投資促進税制の延長・拡充)

- ・ 激化する災害等及び感染症への事前対策を強化するため、防災・減災のための設備投資に対する特別償却の対象に、重要設備のかさ上げに用いる架台や、停電時の電力供給装置等を拡充。

(5) 土地に係る固定資産税の評価額見直しに伴う負担調整措置等の延長と経済状況に応じた所要の措置

- ・ 土地(商業地等)の固定資産税の評価額見直しに関し、現行の負担調整措置等を延長するとともに、新型コロナ禍の影響を踏まえ、経済状況に応じた所要の措置を講ずる。

3. 更に加速する社会のデジタル化・グローバル化に対応した事業環境の整備

(1) 経済のデジタル化に伴う国際的な課税の見直し(最低税率課税など)への対応

- ・ 年内の国際合意やその先の国内法化では、欧米の動向等も踏まえ、日本企業(アジア製造業等)の過度な負担増を回避しつつ、デジタル経済化を見据えた日本企業の競争力強化策を併せて検討する。

(2) 新型コロナ禍で顕在化した社会的課題を踏まえた納税環境整備

- ・ 感染症防止への対応が迫られる中で顕在化した社会的課題について、税務面でも、電子簿簿保存法に係る要件や、押印規定の見直し等について、現場実態に即した形で柔軟に緩和する。

(3) ガス事業等の収入金課税の見直し

- ・ 小売全面自由化が行われたガス供給業の法人事業税の課税方式を、一般の事業と同様の課税方式に変更する。また、電気供給業の課税方式のあり方は、本年度改正を踏まえ、検討する。

中小企業による経営資源集約化の促進に係る税制措置の創設

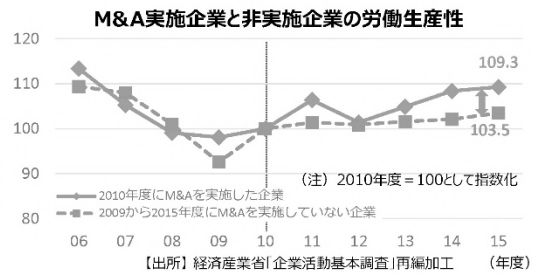
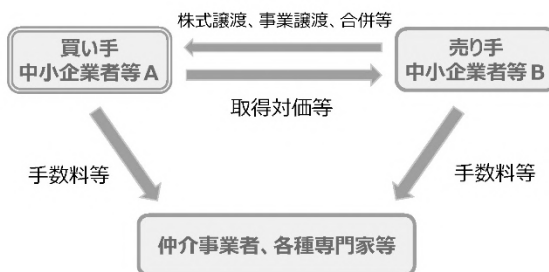
新設

(所得税・法人税・個人住民税・法人住民税・事業税)

- ウイズコロナ/ポストコロナ社会においては、「新たな日常」に対応していくことが必要であり、業態転換を含めて大胆なビジネスモデルの変革が重要。
- この点、単一又は少数の事業を営んでいる中小企業にとって、経営資源を集約化等（統合・事業再構築等）させることによって、新規事業拡大や多角化等を行い、生産性を向上させることが可能。
- このため、ウィズコロナ/ポストコロナ社会に向けて、地域経済・雇用を担おうとする中小企業による経営資源の集約化等を支援するため、必要な税制措置を創設する。

要望内容

○中小企業による経営資源集約化等に係る税制措置を創設する。



M&A実施前後の業績（増加傾向の比較）

	実施をした	実施、検討をしていない
直近3年間の売上高	52.3%が増加	40.5%が増加
直近3年間の経常利益	48.4%が増加	35.9%が増加

【出所】「中小企業白書2018」 20

中小企業・小規模事業者の積極的な設備投資を支援する税制措置

延長

(所得税・法人税・法人住民税・事業税)

- 新型コロナウイルス感染症の影響下においても、積極的に設備投資を行う中小企業を支援するため、中小企業経営強化税制、中小企業投資促進税制、商業・サービス業・農林水産業活性化税制は、引き続き重要。

現行制度

【適用期限：いずれの税制措置も令和2年度末まで】

設備の種類 (価額要件)	機械装置 (160万円以上)	ソフトウェア (70万円以上)	器具備品・工具 (30万円以上)	建物附属設備 (60万円以上)
支援措置	【中小企業経営強化税制】 即時償却又は税額控除10%（※7%） 生産性向上設備（A類型） 生産性が年平均1%以上向上 収益力強化設備（B類型） 投資利益率5%以上のパッケージ投資 デジタル化設備（C類型） 遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかを可能にする設備			
	【中小企業投資促進税制】 30%特別償却又は税額控除7% ※ 30%特別償却のみ適用		【商業・サービス業・農林水産業活性化税制】 30%特別償却又は税額控除7% ※ 30%特別償却のみ適用	

■ を付した部分は、経営力向上計画の認定が必要
 ※ を付した部分は、資本金3,000万円超1億円以下の法人の場合

要望内容

○いずれの税制措置も適用期限を2年間延長する。（令和4年度末まで）



中小企業経営強化税制の延長 (所得税・法人税・法人住民税・事業税)

延長

- 中小企業経営強化税制は、中小企業の稼ぐ力を向上させる取組を支援するため、中小企業等経営強化法による認定を受けた計画に基づく投資について、**即時償却又は税額控除(10%)**※のいずれかの適用を認める措置。
※資本金3,000万円以上の中小企業者等の税額控除率は7%
- **新型コロナウイルス感染症の影響による落込みからの回復に向けて、中小企業・小規模事業者の生産性向上に向けた設備投資を後押しするため、適用期限を2年間延長する。**

現行制度 【適用期限：令和2年度末まで】

類型	生産性向上設備 (A類型)	収益力強化設備 (B類型)	デジタル化設備 (C類型) ※
要件	生産性が日モデル比平均1%以上向上する設備	投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備	遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかを可能にする設備
確認者	工業会等	経済産業局	経済産業局
対象設備	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 機械装置 (160万円以上/10年以内) ◆ 測定工具及び検査工具 (30万円以上/5年以内) ◆ 器具備品 (30万円以上/6年以内) ◆ 建物附属設備 (60万円以上/14年以内) ◆ ソフトウェア (情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの) (70万円以上/5年以内) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 機械装置 (160万円以上) ◆ 工具 (30万円以上) ◆ 器具備品 (30万円以上) ◆ 建物附属設備 (60万円以上) ◆ ソフトウェア (70万円以上) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 機械装置 (160万円以上) ◆ 工具 (30万円以上) ◆ 器具備品 (30万円以上) ◆ 建物附属設備 (60万円以上) ◆ ソフトウェア (70万円以上)
その他要件	生産等設備を構成するものであること (事務用器具備品・本店・寄宿舎等に係る建物附属設備、福利厚生施設に係るものは該当しません。) / 国内への投資であること / 中古資産・貸付資産でないこと等		

※令和2年4月に新型コロナウイルス感染症に対する緊急経済対策における税制措置として、テレワーク等を促進するために追加。

要望内容

○適用期限を2年間延長する。(令和4年度末まで)

25

中小企業投資促進税制の延長 (所得税・法人税・法人住民税・事業税)

延長

- 中小企業投資促進税制は、中小企業における生産性向上等を図るため、一定の設備投資を行った場合に、**特別償却(30%)又は税額控除(7%)**※のいずれかの適用を認める措置。
※税額控除は資本金3,000万円以下の中小企業者等に限定
- **新型コロナウイルス感染症の影響による落込みからの回復に向けて、設備投資に取り組む中小企業を支援するため、適用期限を2年間延長する。**

現行制度 【適用期限：令和2年度末まで】

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業者等 (資本金額1億円以下の法人、農業協同組合等) ・ 従業員数1000人以下の個人事業主 	
対象業種	製造業、建設業、農業、林業、漁業、水産養殖業、鉱業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、ガス業、小売業、料理店業その他の飲食店業(料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業を除く)、一般旅客自動車運送業、海洋運輸業及び沿海運輸業、内航船舶貸渡業、旅行業、こん包業、郵便業、通信業、損害保険代理業及びサービス業(物品賃貸業及び映画業以外の娯楽業を除く) ※性風俗関連特殊営業に該当するものは除く	
対象設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機械及び装置【1台160万以上】 ・ 測定工具及び検査工具【1台120万以上、1台30万以上かつ複数合計120万以上】 ・ 一定のソフトウェア【一のソフトウェアが70万以上、複数合計70万以上】 ※複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどは除く	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 貨物自動車 (車両総重量3.5トン以上) ・ 内航船舶 (取得価格の75%が対象) 	
措置内容	個人事業主 資本金3,000万以下の中小企業	30%特別償却 又は 7%税額控除
	資本金3,000万超の中小企業	30%特別償却

要望内容

○適用期限を2年間延長する。(令和4年度末まで)

28

中小企業者等の法人税率の特例の延長 (法人税・法人住民税)

延長

- 中小企業者等の法人税率について、年間800万円以下の所得金額に対する税率は、19%から15%に軽減されている。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大懸念等により先行き不安がある中、中小企業の経営基盤の維持や資金繰り負担を緩和するため、本税制措置の適用期限の2年間延長を要望。

現行制度 【本則：期限の定めなし】
【租税特別措置法：適用期限 令和2年度末まで】

- 中小企業者等の法人税率は、年800万円以下の所得金額について19%に軽減されている（本則）。
- 当該税率を、令和3年3月31日までの時限的な措置として、更に15%に軽減（租税特別措置）。

対象	本則税率		租特税率
大法人 (資本金1億円超の法人)	所得区分なし	23.2%	-
中小法人 (資本金1億円以下の法人)	年800万円超の所得金額	23.2%	-
	年800万円以下の所得金額	<u>19%</u>	<u>15%</u>

要望内容

- 適用期限を2年間延長する。(令和4年度末まで)

32

所得拡大促進税制 (所得税・法人税・法人住民税)

延長

- 経済の好循環のためには、企業が生み出した付加価値を従業員への給与に還元することを促し、所得の増加を通じた内需拡大を図ることが重要。
- 他方で、足下では新型コロナウイルスにより中小企業の経営環境の悪化が続いており、賃上げはおろか、雇用の維持への懸念も広がっている状況。
- そのような中で、景気の早期回復を実現するためには、中小企業全体として雇用を守りつつ、地域の中小企業等での人材育成を促進し、賃上げによる所得の拡大を促す税制支援が引き続き必要。

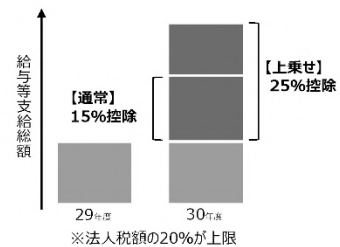
現行制度 【適用期限：令和2年度末まで】

適用の要件

- 【要件①】給与等支給総額が前年度以上
- 【要件②】継続雇用者給与等支給額が前年度比で**1.5%以上**増加

【上乗せ要件】

- 【要件②】の増加率が**2.5%以上**であり、かつ、次のいずれかを満たすこと
 - 教育訓練費が対前年度比10%以上増加
 - 中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認定を受けており、経営力向上が確実になされていること



税額控除

- 【通常】給与等支給総額の対前年度増加額の**15%の税額控除**
- 【上乗せ】上乗せ要件(※)を満たす場合は**25%の税額控除**

要望内容

- 適用期限を2年間延長する。(令和4年度末まで)
- 適用要件について、賃上げに限定せず、従業員への給与等支給総額の拡大等に着目し、支援する。

37



●11月の「下請取引適正化推進月間」実施について

中小企業庁及び公正取引委員会は、下請取引の適正化について、下請代金支払遅延等防止法(以下「下請法」という。)の迅速かつ的確な運用と違反行為の未然防止、下請中小企業振興法(以下「下請振興法」という。)に基づく振興基準の遵守を指導すること等を通じ、その推進を図っている。特に、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」とし、下請法の普及・啓発事業を集中的に行っているが、本年度は以下の取組を行う。

1. 普及・啓発事業

(1) 下請取引適正化推進講習会の開催(公正取引委員会との連携事業)

全国32会場において、親事業者の下請取引担当者等を対象に、下請法及び下請振興法の趣旨・内容を周知徹底する。

(2) 適正取引講習会(テキトリ講習会)の開催(中小企業庁独自事業)

日頃感じている、下請取引における疑問や不安を一挙に解決。親事業者と下請事業者の適正な取引の推進を図るため、インターネットを活用したオンライン形式での講習会の実施等により、下請法等の普及・啓発を行う。

(3) 下請かけこみ寺の利用促進(中小企業庁独自事業)

「下請かけこみ寺」(全国48ヶ所に設置)では、中小企業事業者が抱える取引上の悩み相談を受け付けている。問題解決に向けて、専門の相談員や弁護士がアドバイスを行う。

(4) 広報誌等への掲載・掲示(公正取引委員会との連携事業)

- ・ホームページ、メールマガジンを通じた広報
- ・都道府県や中小企業関係団体、事業者団体等の機関誌等を通じた広報

2. 令和2年度「下請取引適正化推進月間」キャンペーン標語(公正取引委員会との連携事業)

下請取引を行っている事業者の「下請取引適正化推進月間」の認知を目的として、キャンペーン標語の一般公募を行った。公正取引委員会における厳正な審査の結果、キャンペーン標語となる特選作品を決定した。この標語は下請取引適正化推進講習会テキストの表紙などに使用するほか、全国各地で実施する下請取引適正化推進講習会で紹介することにより、事業者のコンプライアンス向上に資するよう幅広く活用する。

◎特選作品

「叩くのは 価格ではなく 話し合いの扉」

◆ 新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者への支援パンフレット
(経産省、随時更新)

<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf>



●第135回繊維通商問題委員会開催

9月2日(水)、織産連の第135回繊維通商問題委員会が開催された。議題は、(1)日本の繊維貿易の現況について(2020年1～6月期・2020年6月)、(2)各国とのEPA交渉状況について、(3)その他、夫々説明と意見交換が行われた。

1. 輸出入全般の動向

2020年1～6月期の繊維貿易

	円ベース		ドルベース	
	百万円	前年同期比(%)	百万ドル	前年同期比(%)
輸出	383,653	87.4	3,542	88.8
輸入	1,989,728	100.8	18,401	102.6

① 2020年6月単月に関しては、輸出は円ベースで54,804百万円(前年同月比68.0%)、輸入は円ベースで266,068百万円(前年同月比96.9%)。

② 2020年1～6月累計の繊維品別輸出入実績に関しては、輸出(円ベース)の前年同期比は繊維原料は92.9%、糸類(紡績糸・合繊糸)は81.6%で、うち綿糸は47.3%、毛糸は68.4%、合繊糸は82.5%。織物は80.9%で、うち綿織物は72.5%、毛織物は60.8%、合繊織物は78.2%。二次製品は91.9%。

輸入(円ベース)の前年同期比は、繊維原料は78.2%、糸類(紡績糸・合繊糸)は77.7%でうち綿糸は80.5%、毛糸は55.9%、合繊糸は80.6%。織物は80.8%で、うち綿織物は89.8%、毛織物は59.4%、合繊織物は76.1%。二次製品は103.0%。

2. 各国・地域別輸出入の動向

○輸出(2020年1～6月累計)

I. 2020年1～6月の前年同期比(円ベース)は、東南アジア(中国含む)向けは87.6%、米州86.7%、欧州84.7%。

II. アジアにおいては中国が83.8%。シェアは27.2(前年同期比-1.2ポイント)と減少。アセアンは85.6%、シェアは25.0%(前年同期比-0.6ポイント)。

III. 前年同期比100%以上は台湾113.4%、香港101.3%と欧州のその他(ベルギー、スイス、ロシア等の東欧)が103.9%。

○輸入(2020年1～6月累計)

I. 2020年1～6月累計の前年同期比(円ベース)は、東南アジア(中国含む)が103.1%、米州87.9%、欧州76.2%。

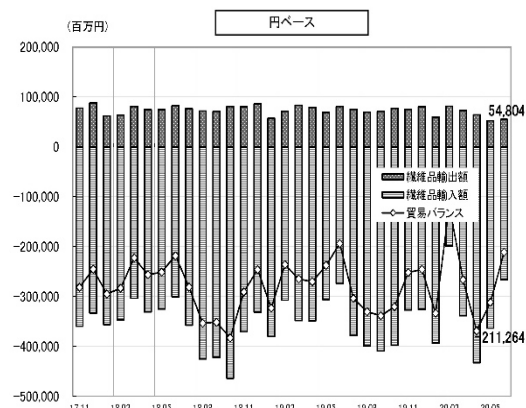
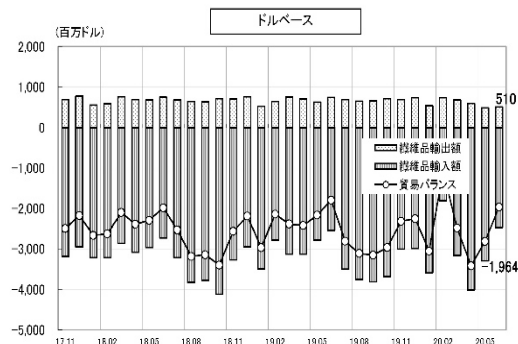
II. アジアでは中国が109.9%、シェアは59.1%(前年同期比+4.9ポイント)と好調。

III. アセアン全体では96.5%、シェアは26.7%(前年同期比-1.2ポイント)。主要国で前年同期比100%以上は中国以外で香港128.3%、ベトナム100.5%、ミャンマー104.7%など。



輸出入動向

年月	繊維品輸出額		繊維品輸入額		貿易バランス		レート
	百万ドル	百万円	百万ドル	百万円	百万ドル	百万円	
17.11	686.0	77,467	3,183.3	359,458	-2,497.3	-281,991	112.92
17.12	778.7	87,967	2,951.0	333,379	-2,172.3	-245,412	112.97
18.01	552.7	61,227	3,217.8	356,432	-2,665.1	-295,205	110.77
18.02	586.9	63,276	3,215.8	346,723	-2,628.9	-283,447	107.82
18.03	763.9	80,970	2,864.5	303,639	-2,100.6	-222,669	106.00
18.04	692.2	74,365	3,082.1	331,110	-2,389.9	-256,745	107.43
18.05	676.0	74,153	2,967.1	325,458	-2,291.1	-251,305	109.69
18.06	747.8	82,285	2,732.4	300,648	-1,984.6	-218,363	110.03
18.07	684.6	76,239	3,212.4	357,761	-2,527.8	-281,522	111.37
18.08	646.1	71,761	3,832.4	425,623	-3,186.2	-353,862	111.08
18.09	633.1	70,835	3,776.2	422,519	-3,143.1	-351,684	111.89
18.10	716.6	80,821	4,115.1	464,101	-3,398.5	-383,280	112.78
18.11	702.2	79,610	3,269.4	370,649	-2,567.2	-291,039	113.37
18.12	761.6	85,638	2,949.5	331,676	-2,188.0	-246,038	112.45
19.01	521.6	56,829	3,490.4	380,278	-2,968.8	-323,449	108.95
19.02	643.1	70,971	2,784.8	307,329	-2,141.7	-236,358	110.36
19.03	749.9	83,402	3,133.9	348,520	-2,383.9	-265,118	111.21
19.04	705.6	78,792	3,126.9	349,153	-2,421.3	-270,361	111.66
19.05	624.6	68,596	2,789.5	306,369	-2,164.9	-237,773	109.83
19.06	745.4	80,549	2,540.3	274,509	-1,794.9	-193,960	108.06
19.07	690.2	74,691	3,497.3	378,483	-2,807.2	-303,792	108.22
19.08	648.6	68,922	3,760.5	399,630	-3,111.9	-330,708	106.27
19.09	660.0	70,897	3,813.9	409,654	-3,153.9	-338,767	107.41
19.10	713.6	77,150	3,679.2	397,799	-2,965.7	-320,649	108.12
19.11	689.4	75,046	3,005.3	327,159	-2,315.9	-252,113	108.86
19.12	734.1	80,145	2,987.2	326,144	-2,253.1	-245,999	109.18
20.01	541.2	59,178	3,594.3	393,002	-3,053.1	-333,824	109.34
20.02	738.6	81,221	1,813.7	199,433	-1,075.0	-118,212	109.96
20.03	676.4	72,576	3,159.1	338,942	-2,482.7	-266,366	107.29
20.04	593.6	64,062	4,012.2	433,037	-3,418.7	-368,975	107.93
20.05	482.8	51,813	3,295.7	363,666	-2,812.9	-311,853	107.31
20.06	509.5	54,804	2,473.7	266,068	-1,964.2	-211,264	107.56
20.01-06	3,542.2	383,653	18,400.2	1,989,728	-14,858.0	-1,606,075	
前年同期額	3,990.3	439,139	17,865.8	1,966,158	-13,875.6	-1,527,019	
前年同期比	-448.0	-55,486	534.4	23,570	-982	-79,056	
	88.8%	87.4%	103.0%	101.2%	107.1%	105.2%	



繊維品輸出総括表6月実績、1-6月対比

品目	単位	2019年1~6月			2020年1~6月			前年同期比(%)			2020年6月			前年同月比(%)		
		数量	千ドル	百万円	数量	千ドル	百万円	数量	ドル	円	数量	千ドル	百万円	数量	ドル	円
繊維原料	トン	252,156	479,079	52,710	228,381	451,561	48,971	90.6	94.3	92.9	36,360	56,060	6,030	71.0	61.9	61.6
合繊短繊維	トン	87,802	365,833	40,256	72,978	293,544	31,752	83.1	80.2	78.9	11,982	44,743	4,813	69.5	62.1	61.8
セルロース短繊維	トン	10,376	43,178	4,750	22,198	96,290	10,536	213.9	223.0	221.8	465	1,817	195	46.3	45.1	44.8
糸類	トン	57,301	519,204	57,150	46,157	430,315	46,618	80.6	82.9	81.6	5,734	54,390	5,850	55.4	60.2	60.0
毛糸	トン	193	7,323	807	140	5,113	552	72.4	69.8	68.4	32	1,161	125	74.4	75.0	74.9
綿糸	トン	1,651	11,985	1,318	531	5,755	624	32.2	48.0	47.3	74	910	98	15.6	32.1	31.9
合繊糸	トン	46,947	372,789	41,036	38,882	312,622	33,863	82.8	83.9	82.5	4,950	40,000	4,302	58.7	61.6	61.3
セルロース繊維糸	トン	5,692	77,550	8,532	4,161	55,992	6,077	73.1	72.2	71.2	351	4,472	481	37.2	35.3	35.1
織物類	千㎡	401,580	1,196,262	131,672	315,971	984,127	106,524	78.7	82.3	80.9	46,102	150,414	16,179	63.0	65.5	65.2
綿織物	千㎡	50,582	198,122	21,830	38,009	146,173	15,824	75.1	73.8	72.5	5,214	21,575	2,321	63.9	65.2	64.9
絹織物	千㎡	2,413	21,673	2,386	1,808	17,481	1,893	74.9	80.7	79.3	227	2,772	298	58.4	78.1	77.8
毛織物	千㎡	7,642	81,561	8,960	4,758	50,457	5,449	62.3	61.9	60.8	1,152	12,946	1,392	61.4	57.7	57.4
合繊織物	千㎡	286,740	685,982	75,500	219,526	545,202	59,033	76.6	79.5	78.2	30,995	79,249	8,524	59.0	59.5	59.2
セルロース繊維織物	千㎡	22,919	103,590	11,409	15,865	74,970	8,117	69.2	72.4	71.1	2,340	9,893	1,064	58.5	56.5	56.2
二次製品	トン	99,642	1,795,685	197,603	87,992	1,676,214	181,541	88.3	93.3	91.9	13,097	248,652	26,745	73.8	74.3	73.9
衣類	トン	2,142	332,382	36,561	2,110	320,414	34,717	98.5	96.4	95.0	336	56,437	6,070	84.4	91.9	91.5
その他	トン	97,501	1,463,303	161,042	85,882	1,355,801	146,824	88.1	92.7	91.2	12,761	192,215	20,675	73.6	70.3	70.0
総計	トン	464,073	3,990,229	439,136	405,033	3,542,217	383,653	87.3	88.8	87.4	61,658	509,517	54,804	69.0	68.4	68.0

(注) 1. 「繊維品」の範囲は統計分類1404.20.4015.4203.4303.4304.50~63(EX.5604), 65,7019.12,7019.19200,7019.19900,7019.40~59である。
2. 糸類には人造繊維の長繊維糸(小売用)(5406.00-000)を含む。

繊維品輸入総括表6月実績、1-6月対比

品目	単位	2019年1~6月			2020年1~6月			前年同期比(%)			2020年6月			前年同月比(%)		
		数量	千ドル	百万円	数量	千ドル	百万円	数量	ドル	円	数量	千ドル	百万円	数量	ドル	円
繊維原料	トン	141,010	346,166	38,096	124,682	275,289	29,795	88.4	79.5	78.2	17,400	38,308	4,120	83.8	74.1	73.8
まゆ・生糸	トン	201	10,725	1,180	159	7,933	858	79.3	74.0	72.7	17	812	87	85.0	68.3	68.0
羊毛等	トン	5,987	85,684	9,435	4,852	53,106	5,744	81.0	62.0	60.9	783	8,005	861	89.3	63.2	62.8
綿花	トン	45,953	73,124	8,048	40,401	61,793	6,689	87.9	84.5	83.1	5,265	7,367	792	74.6	68.1	67.8
合繊短繊維	トン	44,273	96,309	10,593	38,475	80,417	8,706	86.9	83.5	82.2	5,221	12,615	1,357	76.5	82.7	82.3
セルロース短繊維	トン	8,037	18,853	2,077	6,953	16,288	1,762	86.5	86.4	84.8	1,228	2,735	294	130.6	115.2	114.4
糸類	トン	139,778	592,508	65,175	120,668	467,701	50,825	86.3	78.9	77.7	16,618	63,386	6,818	79.1	71.1	70.8
毛糸	トン	2,959	73,715	8,113	2,003	41,935	4,538	67.7	58.9	55.9	199	4,852	522	54.1	47.2	47.0
絹糸	トン	510	26,581	2,924	413	22,561	2,440	80.9	84.9	83.4	44	2,287	246	57.9	53.1	52.9
綿糸	トン	25,074	106,020	11,659	22,640	86,722	9,389	90.3	81.8	80.5	3,516	12,667	1,362	95.0	82.5	82.0
合繊糸	トン	102,070	339,701	37,369	87,957	278,179	30,112	86.2	81.9	80.6	11,663	37,553	4,039	76.4	74.1	73.8
セルロース糸	トン	6,209	29,006	3,189	5,428	24,656	2,671	87.4	85.0	83.8	782	3,486	375	71.4	70.0	69.7
織物類	千㎡	482,402	718,325	78,985	441,442	589,669	63,801	91.5	82.1	80.8	65,717	93,365	10,042	93.9	75.2	74.9
綿織物	千㎡	114,691	120,820	13,292	117,080	110,407	11,938	102.1	91.4	89.8	17,398	16,996	1,828	114.5	96.8	96.4
絹織物	千㎡	1,919	19,079	2,096	1,409	14,774	1,598	73.4	77.4	76.3	173	2,434	262	47.7	66.1	65.8
毛織物	千㎡	9,918	107,592	11,812	6,378	64,887	7,012	64.3	60.3	59.4	1,469	17,005	1,829	62.7	64.3	64.0
合繊織物	千㎡	301,003	319,115	35,099	261,619	246,810	26,720	86.9	77.3	76.1	39,905	34,166	3,675	89.1	65.6	65.3
セルロース織物	千㎡	39,371	27,757	3,052	40,198	22,995	2,490	102.1	82.8	81.6	4,782	2,944	317	92.9	65.1	64.8
二次製品	トン	978,002	16,282,525	1,792,017	961,574	17,067,595	1,845,508	98.3	104.8	103.0	144,572	2,278,609	245,087	100.9	100.1	99.7
衣類	トン	503,746	13,317,761	1,465,861	453,304	11,671,189	1,263,447	90.0	87.6	86.2	60,600	1,509,552	162,367	89.6	83.7	83.3
その他	トン	474,256	2,964,764	326,155	508,269	5,396,406	582,061	107.2	182.0	178.5	83,972	769,058	82,720	111.0	163.1	162.4
総計	トン	1,362,450	17,939,524	1,974,272	1,300,342	18,400,223	1,989,728	95.4	102.6	100.8	191,819	2,473,668	266,068	95.3	97.4	96.9

(注) 1. 「繊維品」の範囲は統計分類1404.20.4015.4203.4303.4304.50~63(EX.5604).65.7019.12.7019.19090.7019.40-59である。
2. 糸類には人造絹織の長短繊維(小売用)(5406.00)を含む。

●綿工連産地・企業の新聞記事一覧(2020年9月)

繊維ニュース

- 9月 1日 「ショーワ」6日のテレビ番組「そ~だったのかカンパニー」で紹介(岡山)
- 9月 3日 「丸山繊維産業くならっふ」一般消費者向け対応開始 蚊帳生地プリント布巾で(奈良)
- 9月 9日 「タケヤリ」地域の食品店とコラボ(岡山)
- 9月15日 「桑村繊維」東京営業所を移転、10月1日に渋谷区千駄ヶ谷へ(播州)
- 9月17日 7月の岡山県織物組合 生産減少幅は今年最大に 30万平方メートル割る
- 9月25日 播州織工業協同組合 抗ウイルス製品を拡充 マスクやハンカチ好調
- 9月24日 「セイシヨク」柄を“1工程”で染色 サステにつながる新技術(岡山)
- 9月24日 「シヤ」新社長に就いた佐藤藍子氏 海外移住で気付いた家業の価値(備中)
- 9月28日 「タカヤ商事」ワークウェア事業上半期は横ばい ネット通じ情報発信強化(備中)
- 9月28日 「篠原テキスタイル・藍屋テロワール」天然藍染めデニム製造へ 福山産藍で(広島)
- 9月29日 8月の岡山県織物組合 新型コロナの影響で生産減少傾向

織研新聞

- 9月 1日 播州織工業協同組合 国際フロンティア産業メッセ内ひょうごじばさんフェアに出展



- 9月 1日 「カイハラ」機能デニムの開発加速(広島)
 9月 3日 『繊維トップに聞く コロナ禍を超えて』カイハラ専務 貝原淳之氏(広島)
 9月 9日 「阪上織布」「和紙の布」大阪ファッション産業振興フォーラムでプレゼン(大阪南部)

●特許公開情報

2020年9月に公開された織物の製造方法に関する、特許公開情報です。

特許電子図書館 HP: <https://www.j-platpat.inpit.go.jp/>

検索範囲: 4L048, D03D1/00~D03D27/00

[特許公開情報]

(2020年9月公開分)

<9月分>

項番	文献番号	出願人	発明の名称
1	特開 2020-139254	ユニチカ(株)	難燃性布帛
2	特開 2020-139360	(株)ナフィアス YKK AP(株)	建材用ネット及びその製造方法
3	特開 2020-142694	トヨタ紡織(株)	エアバッグ
4	特開 2020-143518	前田工織(株)	防護用織布の構造
5	特開 2020-147858	ユニチカトレーディング(株)	ポリアミド複合糸、織編物、ポリアミド複合糸の製造方法、及び積層生地
6	特開 2020-147865	三菱ケミカル(株)	混織追燃糸及び織編物
7	特開 2020-147874	加茂繊維(株)	紡績糸、蓄熱性繊維構造物および蓄熱性繊維構造物の製造方法、ならびに蓄熱性紡績糸および蓄熱性紡績糸の製造方法
8	特開 2020-153028	三菱ケミカル(株)	セルロース系マルチフィラメント
9	特開 2020-153042	三井化学(株)	編織物、立体物の製造方法
10	特許 6539003	前田工織(株)	布製型枠

9月の行事

- 9月 2日…………… 第135回通商問題委員会(東京・繊維会館)
 9月 5日…………… 綿工連綿's倶楽部委員会(大阪・綿業会館)
 9月11日…………… 綿スフ工連理事会(大阪・綿業会館)

10月以降の行事

- 10月14日…………… 織産連主催「IoTセミナー」(大阪・綿業会館)
 11月 6日…………… 綿スフ工連/綿工連/同交会監事会
 11月28日…………… 綿工連綿's倶楽部委員会・勉強会(大阪・綿業会館)